



# 鳥取県公報

平成15年12月18日(木)  
号外第165号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(755)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(756)(＼).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(757)(水産課).....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(758)(＼).....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第755号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年12月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合	年0.15パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
略		市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
		略	

鳥取県告示第756号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成15年12月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後					改 正 前							
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率				
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合			
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.05パーセント以内	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.15パーセント以内	略		
			6年超7年以内	年1.1パーセント以内				6年超7年以内	年1.2パーセント以内			
			7年超8年以内	年1.2パーセント以内				7年超8年以内	年1.3パーセント以内			
			8年超9年以内	年1.3パーセント以内				8年超9年以内	年1.4パーセント以内			
			9年超10年以内	年1.4パーセント以内				9年超10年以内	年1.5パーセント以内			
			10年超11年以内	年1.5パーセント以内				10年超11年以内	年1.6パーセント以内			
			11年超13年以内	年1.6パーセント以内				11年超13年以内	年1.7パーセント以内			
			13年超15年以内	年1.7パーセント以内				13年超14年以内	年1.8パーセント以内			
								14年超15年以内	年1.9パーセント以内		14年超15年以内	年2.0パーセント以内
									年1.15パーセント		年0.3パーセント	
イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.3パーセント以内	略	6年以内	年1.4パーセント以内	略	6年以内	年1.4パーセント以内	略			
	6年超7年以内	年1.35パーセント以内		6年超7年以内	年1.45パーセント以内							
	7年超8年以内	年1.45パーセント以内		7年超8年以内	年1.55パーセント以内							
	8年超9年以内	年1.55パーセント以内		8年超9年以内	年1.65パーセント以内							
	9年超10年以内	年1.65パーセント以内		9年超10年以内	年1.75パーセント以内							
	10年超11年以内	年1.75パーセント以内		10年超11年以内	年1.85パーセント以内							
	11年超13年以内	年1.85パーセント以内		11年超13年以内	年1.95パーセント以内							
	13年超15年以内	年1.95パーセント以内		13年超14年以内	年2.05パーセント以内							
				14年超15年以内	年2.15パーセント以内		14年超15年以内	年2.25パーセント以内				
					年0.9パーセント		年0.05パーセント				年0.9パーセント	年0.05パーセント
(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.55パーセント以内	略	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.65パーセント以内	略	6年以内	年1.65パーセント以内	略		
	6年超7年以内	年1.6パーセント以内		6年超7年以内	年1.7パーセント以内							
	7年超8年以内	年1.7パーセント以内		7年超8年以内	年1.8パーセント以内							
	8年超9年以内	年1.8パーセント以内		8年超9年以内	年1.9パーセント以内							
	9年超10年以内	年1.9パーセント以内		9年超10年以内	年2.0パーセント以内							
	10年超11年以内	年2.0パーセント以内		10年超11年以内	年2.1パーセント以内							
	11年超13年以内	年2.1パーセント以内		11年超13年以内	年2.2パーセント以内							
	13年超15年以内	年2.2パーセント以内		13年超14年以内	年2.3パーセント以内							
				14年超15年以内	年2.4パーセント以内	14年超15年以内		年2.5パーセント以内				
					年0.65パーセント	年0.65パーセント					年0.65パーセント	年0.65パーセント
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.8パーセント以内	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.9パーセント以内	略		
			6年超7年以内	年0.85パーセント以内				6年超7年以内	年0.95パーセント以内			
			7年超8年以内	年0.95パーセント以内				7年超8年以内	年1.05パーセント以内			
			8年超9年以内	年1.05パーセント以内				8年超9年以内	年1.15パーセント以内			
			9年超10年以内	年1.15パーセント以内				9年超10年以内	年1.25パーセント以内			
			10年超11年以内	年1.25パーセント以内				10年超11年以内	年1.35パーセント以内			
			11年超13年以内	年1.35パーセント以内				11年超13年以内	年1.45パーセント以内			
			13年超15年以内	年1.45パーセント以内				13年超14年以内	年1.55パーセント以内			
								14年超15年以内	年1.65パーセント以内		14年超15年以内	年1.75パーセント以内
									年1.4パーセント		年0.55パーセント	
イ 貸付金のうち2億7,000万円	6年以内	年1.05パーセント以内	略	6年以内	年1.15パーセント以内	略	6年以内	年1.15パーセント以内	略			
	6年超7年以内	年1.1パーセント以内		6年超7年以内	年1.2パーセント以内							

を 超 え る 部 分	7年超8年以内	年1.2パーセント以内			
	8年超9年以内	年1.3パーセント以内			
	9年超10年以内	年1.4パーセント以内			
	10年超11年以内	年1.5パーセント以内			
	11年超13年以内	年1.6パーセント以内			
	13年超15年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.3パーセント以内	略	
		6年超7年以内	年1.35パーセント以内		
		7年超8年以内	年1.45パーセント以内		
		8年超9年以内	年1.55パーセント以内		
		9年超10年以内	年1.65パーセント以内		
		10年超11年以内	年1.75パーセント以内		
		11年超13年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
	13年超15年以内	年1.95パーセント以内			
3	生活環境施設整備資金	25年以内	年1.6パーセント以内	略	

備考 略

を 超 え る 部 分	7年超8年以内	年1.3パーセント以内			
	8年超9年以内	年1.4パーセント以内			
	9年超10年以内	年1.5パーセント以内			
	10年超11年以内	年1.6パーセント以内			
	11年超13年以内	年1.7パーセント以内			
	13年超14年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
	14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.4パーセント以内	略	
		6年超7年以内	年1.45パーセント以内		
		7年超8年以内	年1.55パーセント以内		
		8年超9年以内	年1.65パーセント以内		
		9年超10年以内	年1.75パーセント以内		
		10年超11年以内	年1.85パーセント以内		
	11年超13年以内	年1.95パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	
	13年超14年以内	年2.05パーセント以内	年0.8パーセント		
	14年超15年以内	年2.15パーセント以内	年0.8パーセント		
3	生活環境施設整備資金	25年以内	年1.7パーセント以内	略	

備考 略

鳥取県告示第757号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成15年12月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.6</u> パーセント	略	年 <u>1.7</u> パーセント	略

鳥取県告示第758号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成15年12月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年2.225パーセント	略	規則別表第6号の資金	年2.325パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.6パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.7パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.6パーセント	略		年1.7パーセント	略	